



韓国の住民登録番号

(一財)自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 寺口 栄子 (山口県萩市派遣)

韓国では約 60 年前から導入

特別定額給付金の申請で話題となった、マイナンバー制度。日本でマイナンバー制度が本格的に導入されたのは、2016年1月のことです。マイナンバーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）により、社会保障、税、災害対策の分野で使われています。2020年10月現在、このマイナンバーを記載した「マイナンバーカード」の普及率は全国で20.5%となっています。

韓国では、1962年に制定された住民登録法により、日本のマイナンバー制度に当たる住民登録番号制度が導入されました。住民登録番号は、生年月日、性別、地域番号など13桁の番号で構成されています。また、1968年からは住民登録番号を記載した「住民登録証」が発行されていて、17歳以上の者は発給を受ける義務があります。住民登録証には、氏名や住民登録番号、現住所、発行区役所名などが記載されており、裏面には住所変更欄が設けられているほか、指紋が登録されています。

導入から半世紀以上が過ぎた現在では、本人確認、税、医療、教育、金融、保険、福祉、出入国など、あらゆる分野で住民登録番号が使われるようになりました。

生活に浸透した住民登録番号

韓国では、住民登録番号が次のように使われています。

・税

税金を多く納め過ぎた場合、自動的に還付されます。これは、給与所得、利子所得、医療費、家族の所得、源泉徴収額などを、行政側が住民登録番号で把握しているためです。

また、相続手続きについても、被相続人の死亡届を出

すだけで行政側が遺産を把握し、相続人が相続できる遺産と相続税の額が通知されます。

・福祉

福祉サービスを受けられる資格を満たしているにもかかわらず受給を申し込んでいない人には、行政側から案内が届きます。

・医療

患者の診療記録は住民登録番号で管理しています。受付で住民登録証を見れば、病院は患者が健康保険に加入しているのか、初診か再診か、どの診療科を受診してきたのかなどの通院記録を把握することができます。また、日本のお薬手帳のように、投薬の記録も把握することができます。

・健康診断

居住区の健康診断の記録が住民登録番号と紐づいています。そのため、運転免許証交付の際に必要な視力検査も、2年以内に区の健康診断を受けた人は不要となります。

・教育

高校・大学の出欠確認、成績証明、卒業証明、成績など学習管理の記録まで住民登録番号で把握することができます。学校のホームページから成績証明や卒業証明を取り寄せることもできます。

この他にも、銀行口座開設、携帯電話の契約、インターネットの契約、有料放送加入、飲食店での年齢確認や各種ネットサイトの利用登録など、さまざまな場面で利用されています。

なお、住民登録番号は、運転免許証、障害者手帳、船員手帳、学生証などに記載されています（パスポートにも記載されていましたが、2020年から削除されることとなりました）。



韓国の住民登録証（サンプル）
※赤枠内が住民登録番号

新型コロナウイルス対策にも利用

住民登録番号は、新型コロナウイルス対策にも利用されています。韓国では、高額所得世帯を除いた世帯に対し、最大で約9万円の緊急災難支援金が給付されました。その際、世帯主が銀行またはカード会社のホームページにアクセスし、手続きに従って住民登録番号を入力し申請すると、家族数に合った金額が自動でチャージされました。チャージ形式で支払われる際も、住民登録番号を銀行に登録しているため、トラブルや混乱は見られませんでした。

また、韓国でも日本と同様に、新型コロナウイルス感染拡大のため、マスク需要が増え、マスク不足が生じました。そのため、2020年3月から5月まで、「マスク5部制」を導入して、需給管理を行いました。「マスク5部制」は、月曜日は生まれた年の末尾が1・6年の人、火曜日は2・7年の人、水曜日は3・8年の人、木曜日は4・9年の人、金曜日は5・0年の人、土日はマスク購入ができなかった全ての人が、一人2枚まで公的マスクを購入できるという制度でした。マスク購入時に住民登録番号が本人確認用として利用され、購入の有無の確認や重複購入の防止などに役立ちました。

また、電話通話やクレジットカードなどの情報（利用店情報を含む）が、住民登録番号と紐づいているため、感染者の行動経路を追跡するのにも使われています。感染者が出ると、住民登録番号に紐づいているクレジットカード情報やスマホの端末情報により行動経路を把握し、その情報を公開しています。

マスク5部制

	月	火	水	木	金
生まれた年の末尾	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	0

個人情報流出の危険も

韓国の住民登録番号にはさまざまな情報が紐づいています。そのため、その情報が流出すると被害が拡大する恐れがあります。2014年には1億人分を超えるクレジットカードや預金口座の情報が流出した事件も発生しました。クレジットカード会社の社員が、顧客情報を持ち出し、それを業者に販売し、さらにマーケティング会社などに転売されていたという事件です。

2014年8月には、個人情報保護法が改正され、法律が特に認めた場合を除き、住民登録番号を収集することが原則禁止となりました。

住民登録番号とマイナンバー

韓国では、住民登録番号が普及し、国民の利便性向上や行政の効率化などが進んでいます。

一方、日本では今まさに、各省庁、地方公共団体、関係機関等が連携しながら、マイナンバー普及等の取り組みを強力に推進しています。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤となるものです。

今後はマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになったり、より多くの行政手続きがオンライン申請できるようになったりするなど、マイナンバーが活用される場面がさらに拡大していきます。

韓国の住民登録番号と日本のマイナンバーが今後どのように展開していくのか、注視してまいります。